



老人保健制度から 後期高齢者医療制度へ

健康保険法が改正され、医療制度が大きく変わります。今回の改正により、来年4月から「後期高齢者医療制度」と「特定検診・特定保健指導」が新しくスタート。今号から毎月1日号で、医療制度改革の概要についてご紹介します。（全6回を予定）

来年4月から、高齢者の医療制度が「老人保健制度」から「後期高齢者医療制度」に変わります。

たつて安定した医療保険制度を続けていくため、後期高齢者医療制度が創設されることとなりました。

75歳以上の方など対象

わが国はこれまで国民皆保険の下、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。

新制度の対象者は、75歳以上の方と一定の障害がある65歳以上の方で、これまでの老人保健と変わリません。

しかし、本格的な少子高齢化社会の到来を迎え、従来の医療制度では現役世代と高齢者世代の負担に不公平が生じることなどから、改革が急がれていました。

対象となる方は来年4月に現在加入している国民健康保険や被用者保険から脱退し、新制度に自動的に移行します。また、来年4月以降に75歳になる方は、75歳の誕生日から新制度に移行することになります。

保険料は一人一人が納付

こうした社会変化に対応し、将来にわ

新制度では、対象の方に1枚

◆老人保健制度と後期高齢者医療制度の違い

	従来の老人保健制度	後期高齢者医療制度
運営主体	市町村	広域連合（都道府県単位で全市町村が加入する団体）
対象者	75歳以上 （一定の障害がある人は65歳以上）	変わりません
自己負担	1割負担 （現役並み所得者は3割）	変わりません
保険料	老人保健としての保険料はなく、各医療保険制度の保険料を負担する。被用者保険加入者の被扶養者には保険料がない。	全体の医療費の1割を保険料として、対象者一人一人が保険料を負担する。
財源内訳	国、県、市町村：5割 国保、被用者保険：5割	国、県、市町村：5割 国保、被用者保険：4割 保険料：1割

◆後期高齢者医療制度での各団体の役割

	山田町	広域連合
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 保険料の徴収 被保険者の加入、脱退届け出の受け付けや保険証の引き渡し、返還 医療給付に関する申請の受け付け、証明書の引き渡し 	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の加入、脱退や保険証の交付決定 医療給付の決定 保険料の賦課、減免の決定

広域連合を設置し運営

後期高齢者医療制度を運営するため、「岩手県後期高齢者医療

ずつ保険証が発行され、皆さん一人一人が保険料を納めることとなります。納付方法は口座振替や銀行振り込みなどがありますが、年金が年額18万円以上支給されている方の場合、年金から保険料が引かれます。

※保険料の額については12月1日号でお知らせする予定です。

広域連合（広域連合長・谷藤裕明盛岡市長）が本年2月に設立されました。広域連合の設立は法律で定められているもので、県内全市町村が加入しています。市町村と広域連合で事務を分担し合い、運営に当たります。

◆問い合わせ 県後期高齢者医療広域連合事務局

（☎019-60617500）または
役場住民生活課国民健康保険担当（☎82-31111内線124）へどうぞ。